

---

○議長（稲葉昭宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 3時00分）

---

◎発議第1号上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君） お諮りします。日程第11、発議第1号 松崎町議会委員会条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

一瀬君、前段で説明をしてください。

（9番 一瀬寿一君 登壇 提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○10番（鈴木源一郎君） 本改正は、議員の定数が8名になったということに付属して、議会の中の条例の一部を改正するということと、教育委員の関係ですか。この10名から8名になったということは、住民の声が町政に反映する舞台が狭くなったということで、私は反対したわけですが、それに連動した改正であるということと。もう一つ、教育委員の関係も教育長を一本化した制度ということですが、教育長と教育委員長と二本立てになっていることによって、ちょうど今の町政が議会と執行者とあるみたいによっぱり牽制し合って妥当な政治ができていくということの土台となるものでありますから、これにも私は賛成できないわけで、それに連動した改正であるということと賛成できないわけですが、その点はどんなもんですか。

○9番（一瀬寿一君） これは、過日定数を10名から8名にすると、これは議会の議決で決定したわけですね。

ですから、当然来年度新規になると、10名でそのまま条例を続けるというわけにはいかないわけです。8名の定数ということになるから、8名でやらなければならないわけですよ。その条例変更です。

また、教育委員長と教育長もこれは法律で一応決まっているということで、現状の状況は、その任期までは続けるということで、それが終われば、このような形で進めていきますよということですから、ぜひ、鈴木さん、議会の議決でございましたから、了解をしていた

だきたいと思います。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

一瀬君、どうぞ自席にもどってください。

（9番 一瀬寿一君 帰席）

○議長（稲葉昭宏君） これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

○10番（鈴木源一郎君） いま質疑でもしましたように制度の変更であるから、もう決まっていることを前提にしたものであるから当然だといえ、そういうことはあるわけですが、いいことかといえ、そうじゃないというふうに思いますので、10名を8名にするというのもよくないし、教育委員長をなくするというのもよくないということで反対であります。

○議長（稲葉昭宏君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

○7番（関 唯彦君） 発議第1号 松崎町議会委員会条例の一部を改正する条例に賛成をいたします。

これは、議会の議員の議決で議員定数が8名になったことでもありますし、またもう一つは地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されたことによる改正でありますので、これは条例を改正するのが当然のことだと思います。

よって、賛成をいたします。

○議長（稲葉昭宏君） これをもって討論を終了します。

これより発議第1号 松崎町議会委員会条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（稲葉昭宏君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---